

# 兵庫県公報

平成31年2月28日 木曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

教育委員会規則	ページ
○ 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則	1

## 公布された法令のあらまし

### ●教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第1号）

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の一部改正により、教職課程において修得することが必要とされている科目が大括り化されたこと及び修得科目名が変更されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 教育委員会規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年2月28日

兵庫県教育委員会

教育長 西上三鶴

### 兵庫県教育委員会規則第1号

#### 教育職員の免許状の授与等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状の授与等に関する規則（昭和54年兵庫県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、第18条」を「及び第18条」に改め、同項第4号を削り、同項第3号中「別表第3」を「別表第4」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「別表第2」を「別表第3」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「別表第1」を「別表第2」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

#### (i) 幼稚園教諭免許状 別表第1

第4条第2項中「第15条第1項」を「第15条第1項の表備考第1号」に改め、「に関する」の右に「専門的事項に関する」を加え、「第4条又は第5条」を「第4条第1項の表備考第1号から第4号まで又は第5条第1項の表備考第1号」に改め、同条第3項中「第15条第3項」を「第15条第1項の表備考第3号」に、「教科又は教職に関する」を「大学が独自に設定する」に、「単位修得方法」を「単位の修得方法」に、「第6条の2第1項」を「第2条の表備考第14号」に改める。

第6条第1項第6号中「第6条第1項の表備考第9号又は第10号」を「第2条第1項の表備考第9号又は第4条第1項の表備考第8号」に改める。

第7条第7号及び第8号中「第19項」を「第18項」に改める。

第16条中「第14項」を「第18項」に改める。

別表第1から別表第7までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

幼稚園教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必ず含めねばならない科目及びその単位数										最低修得単位数	
			教科及び教職に関する科目											
			領域及び保育内容の指導法に関する科目			教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
			領域に関する専門的事項	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	幼児理解の理論及び方法		及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論
専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3										15	15
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	4	10		7				3		6	45
			6	4	10		5				3		5	40
			7	3	10		4				3		4	35
			8	3	8		4				3		4	30
			9	3	7		4				2		3	25
			10	2	7		2				1		3	20
			11	2	7		1				1		2	15
			12	1	5		1				1		2	10

		免第1法項施行表規備考第112条号	3	2	7	3	2	6	25
			4	2	7	2	2	4	20
			5	1	7	1	1	3	15
			6	1	5	1	1	2	10
二種免許状	臨時免許状を有すること。	免許法別表第3	6	5	11	6	3		45
			7	4	11	6	3		40
			8	4	11	6	3		35
			9	3	11	6	3		30
			10	3	11	4	3		25
			11	2	10	3	2		20
			12	2	8	2	2		15
			13	1	5	2	2		10
		改11正項法附則第	3	5	3	1	1		10
			4	5	3	1	1		10
		改12正項法附則第	1	5	3	1	1		10

備考

- 1 領域に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、幼稚園の領域について修得するものとし、健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について修得しなければならない。
- 2 幼稚園以外の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教科及び教職に関する科目の単位のうち、教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を除く。)又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を除く。）の単位は、幼稚園教諭免許状の授与を受けるための教科及び教職に関する科目の単位の使用することができる。
- 3 小学校教諭免許状の授与を受けるために修得した各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位は、幼稚園教諭免許状の授与を受けるための保育内容の指導法の単位の半数まで使用することができる。
- 4 一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、この表に掲げる科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

別表第2（第4条関係）

小学校教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必ず含めねばならない科目及びその単位数											最低修得単位数				
			教科及び教職に関する科目															
			教科及び教職の指導法に関する科目				教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目							
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	運営への対応を含む。） 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マ	道徳の理論及び指導法	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法 含む。）の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を	大学が独自に設定する科目
専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3													15	15	
	特別免許状（特別特別免許状を除く。）を有すること。	免許法別表第3	3	18(9教科各2単以上を含む。)			4						4			15	41	
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	4	11(6教科各1単を含む。)			6						4		5	45	
			6	4	11(同上)			3						2		5	40	
			7	3	10(同上)			3							2		4	35
			8	3	9(同上)			3							2		4	30
			9	2	9(同上)			2							1又は0		3	25

		10	2	7(5教科各1単位を含む。)	2	1又は0	3	20
		11	1	5(4教科各1単位を含む。)	2	1又は0	2	15
		12	1	4(3教科各1単位を含む。)	1	1又は0	2	10
特別免許状(を有すること。)	免許法別表第3	3		18(9教科各2単位以上を含む。)	4	4		26
二種免許状を有すること。	免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条	3	2	7(5教科各1単位を含む。)	3	2	5	25
		4	2	5(4教科各1単位を含む。)	3	2	3	20
		5	1	4(3教科各1単位を含む。)	2	2	2	15
		6	1	4(同上)	1	1又は0	2	10
二種免許状	免許法別表第3	6	4	14(6教科各1単位を含む。)	7	3	2	45
		7	4	14(同上)	7	3	2	40
		8	3	14(同上)	6	3	2	35

	9	3	14(同上)	2	2	2	30
	10	2	11(6教科各1単位を含む。)	2	2	1	25
	11	2	8(同上)	2	2	1	20
	12	1	4(3教科各1単位を含む。)	2	2	1	15
	13	1	4(同上)	2	1又は0	1	10
改11 正項 法 附則第	3	5	3(同上)	1	1又は0		15
	4	5	3(同上)	1	1又は0		10
改12 正項 法 附則第	1	5	3(同上)	1	1又は0		10
改13 正項 法 附則第	1	5	3(同上)	1	1又は0		10

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（次項において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 2 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、国語等の指導法に関する科目のうち、音楽、図画工作又は体育の指導法に関する科目のいずれか1以上を含めて修得するものとする。ただし、特別免許状（特例特別免許状を除く。）を有する者が専修免許状又は一種免許状の授与を受けようとする場合は、当該特別免許状者の教科以外の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ2単位以上を修得するものとする。
- 3 小学校以外の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教科及び教職に関する科目の単位のうち、教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を除く。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を除く。）の単位は、小学校教諭免許状の授与を受けるための教科及び教職に関する科目の単位に使用することができる。
- 4 一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、この表に掲げる科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

別表第3（第4条関係）

中学校教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必ず含めねばならない科目及びその単位数											最低修得単位数						
			教科及び教職に関する科目																	
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目										
				教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	営への対応を含む。）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネ	道徳の理論及び指導法		総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	生徒指導の理論及び方法	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法
専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3														15	15		
	特別免許状（特例特別免許状を除く。）を有すること。	免許法別表第3	3	10				6							4			15	25	
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第3	5	10	3			7							6			4	45	
			6	9	3			5							6			4	40	
			7	8	3			3								6			4	35
			8	7	3			3								4			3	30
			9	6	2			2								4			3	25
			10	5	2			2								1又は0			3	20

		11	4	1	2	1又は0	2	15	
		12	3	1	2又は1	1又は0	2	10	
	免考第3 法3 施行又 規は 則第4 11号 条及 第1第 項12 の条 表備	3	6	2	4	4	4	25	
		4	5	2	2	1又は0	3	20	
		5	4	1	2	1又は0	2	15	
		6	3	1	2又は1	1又は0	2	10	
		免 項 許 法 法 表 附 則 第 1 5 号	10	4	1	2	2		10
		免 項 許 法 法 表 附 則 第 2 5 号	3	4	1	2	2		10
	免 項 許 法 法 表 附 則 第 3 5 号	0	4	1	2	2		10	
二種免許状	臨時免許状を有すること。	免許法別表第3	6	10	2	8	6	4	45
			7	9	2	8	6	4	40
			8	8	2	7	6	3	35
			9	7	2	7	5	3	30
			10	6	1	6	5	2	25
			11	5	1	3	3	2	20
			12	4	1	3	3	1	15
			13	3	1	3	2	1	10
	改正第11 法項 附則	3	10						15
		4	10						10

## 備考

1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上修得するものとする。ただし、教科に関する専門的事項に関する科目の必要単位数が同欄に定める科目数を超えない場合にあつては、同欄に定める科目のうちから必要単位数と同数の科目について修得するものとする。

第1欄 免許教科の種類	第2欄 教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学 書道（書写を中心とする。）
社会	日本史・外国史 地理学（地誌を含む。） 「法学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学 地学実験（コンピュータ活用を含む。）
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 工芸 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学・栄養学 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 機械（実習を含む。） 電気（実習を含む。） 栽培（実習を含む。） 情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家庭関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学 保育学（実習を含む。）
職業	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解

宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
備考	
1 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。 2 「 」内に表示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。ただし「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の科目について修得するものとする。	

- 2 中学校以外の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教科及び教職に関する科目の単位のうち、教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を除く。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を除く。）の単位は、中学校教諭免許状の授与を受けるための教科及び教職に関する科目の単位の使用することができる。
- 3 一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、この表に掲げる科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

別表第4（第4条関係）

高等学校教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必ず含めなければならない科目及びその単位数											最低修得単位数
			教科及び教職に関する科目											
			教育の基礎的理解に関する科目						道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目					
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	大学が独自に設定する科目							
専修免許状	一種免許状を有すること。	免許法別表第3	3										15	15
		表の第4号 免許法附則第5項の	5	6	1		1				1又は0			10

		表の第5号 免許法附則第5項の	1	4	1	2	2	10
	を 除く。 (を 有す るこ と。 特 別 免 許 状 (特 例 特 別 免 許 状	免 許 法 別 表 第 3	3	10		6	4	15 25
一 種 免 許 状	臨 時 免 許 状 を 有 す る こ と。	免 許 法 別 表 第 3	5	10	2	6	4	8 45
			6	9	2	4	4	8 40
			7	8	2	3	4	7 35
			8	7	2	3	3	6 30
			9	6	2	3	1又は0	5 25
			10	5	1	2	1又は0	4 20
			11	4	1	2	1又は0	3 15
			12	3	1	1	1又は0	3 10
	免 許 法 施 行 規 則 第 11 条 第 1 項 の 表 備 考 第 2 号	解 に 関 す る 科 目 等 を 履 修 し て い な い 者 (各 教 科 の 指 導 法 に 関 す る 科 目 又 は 教 諭 の 教 育 の 基 礎 的 理	5	10	2	7	4	8 45
			6	9	2	6	4	7 40
			7	8	2	6	4	6 35
			8	7	2	6	4	5 30
			9	6	1	5	2	4 25
			10	5	1	3	2	3 20
			11	4	1	2	1又は0	3 15
			12	3	1	1又は0	1又は0	3 10
	改 正 法 附 則 第 8 項	10	20	2	4	3	16 90	
		11	19	2	4	3	16 85	
		12	18	1	4	2	14 80	
		13	17	1	4	2	14 75	
14		16	1	4	2	12 70		

	15	15	1	4	2	12	65	
	16	14	1	4	2	10	60	
	17	13	1	3	2	10	55	
	18	12	1	3	2	8	50	
	19	10	1	3	2	8	45	
	20	9	1	2	2	6	40	
	21	8	1	2	2	6	35	
	22	7	1	2	2	5	30	
	23	6	1	2	1又は0	5	25	
	24	5	1	2	1又は0	4	20	
	25	4	1	1	1又は0	4	15	
	26	3	1	1又は0	1又は0	3	10	
免許法施行規則附則第29項及び第30項	(3年課程修了者)	4	7	2	3	3	5	45
	5	7	2	2	3	5	40	
	6	6	1	2	2	5	35	
	7	6	1	2	2	4	30	
	8	5	1	2	2	4	25	
	9	4	1	2	2	4	20	
	10	4	1	2	2	3	15	
	11	3	1	1	2	3	10	
	(2年課程修了者)	6	10	2	4	2	8	60
	7	9	2	4	2	8	55	
	8	8	2	4	2	7	50	
9	7	1	4	2	7	45		
10	6	1	4	2	6	40		
11	5	1	4	2	6	35		
12	5	1	3	2	5	30		
13	4	1	3	2	5	25		
14	4	1	2	2	4	20		
15	3	1	2	2	3	15		
16	3	1	1	2	3	10		

免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条	（科目等を履修した者） （教諭の教育の基礎的理解に関する）	3	5	1	4	2	8	25
		4	4	1	2	1又は0	7	20
		5	4	1	2	1又は0	5	15
		6	3	1	1又は0	1又は0	3	10
	（科目等を履修していない者） （教諭の教育の基礎的理解に関する）	3	5	2	7	4	8	25
		4	4	2	5	4	7	20
		5	4	1	3	1又は0	5	15
		6	3	1	1又は0	1又は0	3	10

備考

1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上修得するものとする。ただし、教科に関する専門的事項に関する科目の必要単位数が同欄に定める科目数を超えない場合にあつては、同欄に定める科目のうちから必要単位数と同数の科目について修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科の種類	教科に関する専門的事項に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 漢文学
地理歴史	日本史 外国史 人文地理学・自然地理学 地誌
公民	「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」 「社会学、経済学（国際経済を含む。）」 「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」 コンピュータ
理科	物理学 化学 生物学 地学 「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ 声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） 器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。） 指揮法 音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。） 彫刻 デザイン（映像メディア表現を含む。） 美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法・製図 デザイン 工芸制作（プロダクト制作を含む。） 工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）

書道	書道（書写を含む。） 書道史 「書論、鑑賞」 「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技 「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。） 生理学（運動生理学を含む。） 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 衛生学・公衆衛生学 学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理
情報	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業
農業	農業の関係科目 職業指導
工業	工業の関係科目 職業指導
商業	商業の関係科目 職業指導
水産	水産の関係科目 職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英語文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」
備考	1 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例による。 2 「 」内に表示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。

- 2 免許法施行規則第11条第1項の表備考第2号の適用を受ける者にあつては、各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目並びに道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目の最低修得単位数に加えて、それらのいずれかについて4単位以上修得するものとする。
- 3 小学校、中学校又は幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けるために修得した教科及び教職に関する科目の単位のうち、教育の基礎的理解に関する科目（教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）を除く。）又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を除く。）の単位は、高等学校教諭免許状の授与を受けるための教科及び教職に関する科目の単位に使用することができる。
- 4 免許法施行規則第11条第1項の表備考第2号に規定する者が、大学において教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法について4単位未満を修得したものであるときは、教育の基礎的理解に関する科目

等及び各教科の指導法の単位は、4単位に不足する単位数を、一種免許状の款臨時免許状を有すること。の項免許法別表第3の目又は免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条の目（教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法を4単位以上履修した者に係る部分に限る。以下同じ。）に掲げる教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法の単位を加えて修得しなければならない。この場合においては、教育の基礎的理解に関する科目等及び各教科の指導法を修得するときに必ず含めねばならない科目並びにそれらの単位数は、同項免許法別表第3の目又は免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号及び第12条の目の比率にならうものとする。

5 一種免許状の授与を受けようとする者は、この表に掲げる科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

別表第5（第4条関係）

実習を担当する教諭の免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必ず含めねばならない科目及びその単位数										最低修得単位数		
			教科及び教職に関する科目												
			教科及び教科の指導法に関する科目				教育の基礎的理解に関する科目				道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目			大学が独自に設定する科目	
			教科に関する専門的事項	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	運営への対応を含む。） 教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校	と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マ	総合的な学習の時間の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）			生徒指導の理論及び方法
中学校専修免許状	と。 一種免許状を有するこ	免許法別表第5	3											15	15
中学校教諭一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第5	3	10				2				2			15
			4	5				2				2			10

中学校教諭二種免許状 臨時免許状を有すること。 免許法別表第5	第2号に規定する者 (免許法別表第5備考)	6	5		2		2		10
		6	10		4		2		20
		7	8		2		2		15
		8	5		2		1又は0		10
高等学校専修免許状 一種免許状を有すること。 免許法別表第5		3						15	15
高等学校教諭一種免許状 大律第26号(第108条に第7項に定める学科を専攻し、学校号を有すること昭和22年法)	免許法附則第9項の表のイ	3	5		2		2		10

高専法第121条に定める准学士の称号を有する学科を専攻し、学校教育	免許法附則第9項の表のロ	3	5		2	2	10
実業高等高等学校を卒業すること	免許法附則第9項の表のハ	6	5		2	2	10
9年以上の実験に実習に関する実	二 免許法附則第9項の表の	3	5		2	2	10
臨時免許状を有すること。	免許法別表第5	3	5		2	2	10
	改正法附則第8項	6	5		2	2	10

備考

教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、同表の第2欄に定める教科に関する専門的事項に関する科目について、それぞれ1単位以上修得するものとする。ただし、教科に関する専門的事項に関する科目の必要単位数が同表の第2欄に定める科目数を超えない場合にあっては、同欄に定める科目のうちから必要単位数と同数の科目について修得するものとする。

第1欄	第2欄
免許教科の種類	教科に関する専門的事項に関する科目
職業実習	産業概説 職業指導 「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
家庭実習	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） 被服学（被服製作実習を含む。） 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） 住居学（製図を含む。） 保育学（実習及び家庭看護を含む。） 家庭電気・家庭機械・情報処理
情報実習	情報社会・情報倫理 コンピュータ・情報処理（実習を含む。） 情報システム（実習を含む。） 情報通信ネットワーク（実習を含む。） マルチメディア表現・マルチメディア技術（実習を含む。） 情報と職業
工業実習	工業の関係科目 職業指導
農業実習	農業の関係科目 職業指導
商業実習	商業の関係科目 職業指導
水産実習	水産の関係科目 職業指導
福祉実習	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論・介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）
商船実習	商船の関係科目 職業指導
看護実習	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 看護学（成人看護学及び母子看護学を含む。） 看護実習
備考	<p>1 「 」内に表示された事項は、当該事項の1以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の単位の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち2以上の科目について修得するものとする。</p> <p>2 大学が独自に設定する科目のうち3単位までは、教育の基礎的理論に関する科目及び各教科の指導法等に準ずる科目の単位をもって、これに替えることができる。</p>

別表第 6 (第 4 条関係)

養護教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必要在職年数	必ず含めねばならない科目及びその単位数										最低修得単位数	
				養護及び教職に関する科目											大学が独自に設定する科目
				養護に関する科目					教育の基礎的理解に関する科目						
				計	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	栄養学(食品学を含む。)	計	運営への対応を含む。) 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校)		
専修免許状	と。 一種免許状を有すること。	免許法別表第 6	3											15	15
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第 6	3	8	2	2	2	6		3				2	20
			4	7	2	2	2	5		3			2	15	
			5	6	1	1	1	4		2				10	
		免 1 許項の表行規則及び第 17 条 12 第条	1	4	1	1	1	3		2				10	

		免許法別表第6備考第1号	1	4	1	1	1	3	2	2	10			
二種免許状	臨時免許状を有すること。	免許法別表第6	6	14	3	3	3	8	3	2	30			
			7	12	3	3	3	7	3	2	25			
			8	10	2	2	2	6	3	2	20			
			9	8	2	2	2	5	3	2	15			
			10	6	2	2	2	4	2		10			
				免許法別表第6備考第2号	0	4	1	1	1	3	2		10	
					改正法附則第18項	3	6	2	2	2	2	1		10

備考

一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、この表に掲げる科目以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身に付けるよう努めなければならない。

別表第 7 (第 4 条関係)

栄養教諭免許状の単位の修得方法

受けようとする免許状の種類	基礎資格	根拠規定	必ず含めねばならない科目及びその単位数										最低修得単位数	
			必要経験年数	栄養に係る教育及び教職に関する科目										大学が独自に設定する科目
				管理栄養士学校指定規則別表第一に掲げる教育内容に関する科目	栄養に係る教育に関する科目	計	教育の基礎的理解に関する科目							
							学校運営への対応を含む。 教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	・マネジメントを含む。 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム)		
専修免許状	と。 一種免許状を有すること。	免許法別表第 6 の 2	3									15	15	
一種免許状	二種免許状を有すること。	免許法別表第 6 の 2	3	32	2	6				3				40
			4	28	2	5				2				35
			5	24	2	4				2				30
			6	20	2	3				2				25
			7	16	1	3				2				20
			8	12	1	2				1				15
			9	7	1	2				1				10
					免許法別表第 6 の 2 備考				2	6			3	

別表第 9 から別表第 11 までを次のように改める。

別表第 9 (第 4 条関係)

小学校教諭二種免許状の単位の修得方法

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	必ず含めねばならない科目及びその単位数					最低修得単位数
		教科及び教職に関する科目					
		教科及び教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
		各及び教科の指導法の活用を含む。)(情報機器)	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	含む。)(の理論及び方法教育相談(基礎的な知識をカウんセリグ)	進の理論及び方法の指導及びキャリア教育	
幼稚園教諭普通免許状	1	7	1	2		10	
	2	5	1	1		7	
中学校教諭普通免許状	1	7		2		9	
	2	5		1		6	

備考

- 1 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 2 各教科の指導法の単位の修得方法は、国語(書写を含む。)、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語(英語、ドイツ語、その他の各外国語に分ける。)の教科の指導法(幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあつては生活、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあつてはその免許教科に相当する教科を除く。)について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得するものとする。
  - (1) この表の各教科の指導法の最低修得単位数が7の場合にあつては、4以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
    - ア 4の教科の指導法を修得するときは、3以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。
    - イ 5以上の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。
  - (2) この表の各教科の指導法の最低修得単位数が5の場合にあつては、3以上の教科の指導法について、次のとおり修得するものとする。
    - ア 3の教科の指導法を修得するときは、2以上の教科の指導法についてのそれぞれ2単位以上を含むものとする。

イ 4の教科の指導法を修得するときは、1以上の教科の指導法についての2単位以上及び3以上の教科の指導法についてのそれぞれ1単位以上を含むものとする。

ウ 5以上の教科の指導法を修得するときは、それぞれ1単位以上を含むものとする。

別表第10（第4条関係）

中学校教諭二種免許状の単位の修得方法

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	必ず含めねばならない科目及びその単位数						最低修得単位数
		教科及び教職に関する科目						
		教科及び教科の指導法に関する科目		道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目				
		教科に関する専門的事項	各教科の指導法（活用を含む。） 及び教材の情報機	道徳の理論及び指導法	生徒指導の理論及び方法	法を含まない（基礎的知識及び方法を関連する基礎知識）に関する科目	進路の理論及び方法及びキャリア教育	
小学校教諭普通免許状	1	7	2			2		11
	2	5	1			2		8
高等学校教諭普通免許状	1		1			1	3	6

備考

- この表における単位の修得方法は、教科及び教職に関する科目の欄に掲げる単位を含めて、最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。
- 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 教科に関する専門的事項に関する科目とは、免許法施行規則第4条の表備考第1号に掲げる免許教科の種類に応じてそれぞれ定める科目をいい、その修得方法は、同号に定める科目についてそれぞれ1単位以上（同号に定める科目の数がこの表の教科に関する専門的事項の最低修得単位数を超える場合にあっては、この表の最低修得単位数に相当する数の科目についてそれぞれ1単位以上）を修得するものとする。
- 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 大学が独自に設定する科目の修得方法は、教科及び教職に関する科目又はこれに準ずる科目として大学が加えるものの中から修得するものとし、国語の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては書道（書写を中心とする。）について1単位以上を、地理歴史の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては「法学、政治学」、「社会学、経済学」及び「哲学、倫理学、宗教学」についてそれぞれ1単位以上を、公民の教科についての免許状を有する者が社会の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては日本史・外国史及び地理学（地誌を含む。）についてそれぞれ1単位以上を、理科の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュー

タ活用を含む。)のうち3以上の科目についてそれぞれ1単位以上を、美術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては工芸について1単位以上を、技術の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては木材加工(製図及び実習を含む。)、金属加工(製図及び実習を含む。))及び栽培(実習を含む。))についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

別表第11 (第4条関係)

高等学校教諭一種免許状の単位の修得方法

有することを必要とする学校の免許状	最低在職年数に加える在職年数	必ず含めねばならない科目及びその単位数				最低修得単位数
		教科及び教職に関する科目				
		教科及び教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目		大学が独自に設定する科目	
		各機含む。 各教科及び教材の指導法へ活用を 器及び教 科の指 導法へ 情報	生 徒 指 導 の 理 論 及 び 方	教 育 相 談 に 関 する 科 目 に 関 する 理 論 的 基 礎 的 な 知 識 及 び 方 法 を 含 む。 )	進 路 指 導 及 び キ ャ リ ア の 理 論 及 び 方 法	
普通免許状(二種免許状を除く。) 中学校教諭免許状	1	1	2		6	9

備考

- この表における単位の修得方法は、教科及び教職に関する科目の欄に掲げる単位を含めて、最低修得単位数の欄に掲げる単位を修得するものとする。
- 最低在職年数に加える在職年数とは、免許法施行規則第18条の2の表備考第4号に規定する実務証明責任者の証明を有する在職年数をいう。
- 各教科の指導法の単位の修得方法は、授与を受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。
- 大学が独自に設定する科目の修得方法は、免許法施行規則第5条の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じて同表の第2欄に掲げる教科及び教職に関する科目又はこれに準ずる科目として大学が加えるものの中から修得するものとし、地理歴史の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる地理歴史の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、公民の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる公民の教科に関する専門的事項に関する科目のうち1以上の科目について1単位以上を、情報の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる情報の教科に関する専門的事項に関する科目(情報社会・情報倫理及びコンピュータ・情報処理(実習を含む。))を除く。)についてそれぞれ1単位以上を、工業の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる工業の教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ2単位以上を、家庭の教科についての免許状の授与を受ける場合にあっては同表第2欄に掲げる家庭の教科に関する専門的事項に関する科目のうち住居学(製図を含む。)、保育学(実習及び家庭看護を含む。))並びに家庭電気・家庭機械・情報処理についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。